

(様式1)

最終更新日：令和3年3月16日

公益財団法人東京都体育協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.tokyo-sports.or.jp>

原則	自己説明項目	自己説明
[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	本協会は、東京都の事業協力団体であることから、東京都が平成30年3月に策定した「東京都スポーツ推進総合計画」の基本理念である「誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しみ、スポーツの力で人と都市が活性化するスポーツ都市東京」の実現を目指し、この計画に沿って、東京都と協力し活動を行っている。このため、独自の組織運営に関する中長期基本計画は策定していない。 本協会独自の中長期計画の策定については、その可否も含めて、今後、東京都と調整していく。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) 団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	1 評議員、役員等、委員会委員及び職員については、公益財団法人東京都体育協会役・職員倫理規程第3条及び第4条で「基本的責務」、「遵守事項」として法令遵守及び都体協諸規程、並びに社会規範上の不適切な行為を行わない旨を記載し、同第6条で違反した場合の対処等について定めている。 2 さらに職員については、職員就業規則第4条で協会の定款、諸規定の遵守義務を定めており、同第44条及び第45条で違反した際の懲戒について定めている。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ、各種規程を整備している。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	各規程等を整備している。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	「公益財団法人東京都体育協会評議員及び役員の報酬及び費用弁償に関する規程」、「公益財団法人東京都体育協会役職員等旅費規程」及び事務局職員の給与等に関する「給与規程」を整備している。

原則	自己説明項目	自己説明
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款第10及び第14条で、法人の財産、公益目的取得財産残額の算定について定めているほか、各規程を定めている。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	1 スポーツ少年団登録規程第1条及び第4条において、対象者、登録料について定めている。 2 加盟団体規程第12条及び第15条で分担金、加盟金について定めている。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	東京都の代表選手は、各大会の要綱・参加基準に沿って、競技力向上委員会において、選考選択基準を整備し、選考するよう依頼している。今後、各競技団体の取組状況を確認しながら、本協会としての役割を検討する。
[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	加盟団体を対象とした「幹部中央研修会」を年1回開催し、必要に応じて、弁護士を講師とした研修を実施している。 職員については、平成29年度、30年度及び令和2年度に外部研修機関を活用し、コンプライアンス研修を実施した。 今年度の幹部中央研修は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一堂に会しての研修ではなく、オンデマンド配信により実施した。
[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	東京都と共催で「スポーツ・インテグリティ推進事業」として、加盟団体や関係者を対象としたインテグリティ研修を年2回程度実施している。
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	経理の処理に関する規程を整備し、公正な会計原則を遵守している。
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	1 東京都における要綱などの定めに沿って、適切に処理し、東京都の事業所管課、公益法人所管課の監査を受けている。 2 また、本協会の経理規程の定めに基づき、適切な経理処理を行っている。

原則	自己説明項目	自己説明
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	法令で定められている法定備置書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿他）を事務所に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	本協会が主催・共催する大会等については、要綱等で選手選考基準を開示している。
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	遵守状況を本協会HPで公表する。（令和3年3月31日予定）
[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により加盟団体及び地方組織等の関係団体との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	加盟団体規程には、権限関係の明確化、組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援等についての一般的な規定はないが、事業にかかる補助金の交付にあたっては、事業実施要綱等で適正執行について定めており、指導・助言等を行っている。
[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 加盟団体及び地方組織等の関係団体の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	<ol style="list-style-type: none"> 1 加盟団体の幹部職員（会長・理事長）を対象とした、幹部中央研修会（年一回開催）の中で、必要に応じて、弁護士に講義をお願いしている。幹部中央研修会には当協会の全役員（理事・監事）も出席をしている。今年度はスポーツインテグリティ事業（J S A A）を活用し、役員・評議員を対象とした研修会を開催する。（3月中予定） 2 年2回の加盟団体代表者会議の開催のほか、年1回の加盟団体事務局長会議を実施し、情報提供を行っている。 3 各団体のヒアリングの際に、情報提供、共有をしている。